

宇部市教育委員会規則第 号

宇部市公民館条例施行規則（昭和五十一年教育委員会規則第五号）の一部を次のように改める。

平成三十一年 月 日

宇部市教育長 野口政吾

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第一項中「第十一条」を「第五条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

宇部市公民館条例施行規則

昭和五十一年十二月十六日

教育委員会規則第五号

(趣旨)

第一条 この規則は、宇部市公民館条例（昭和三十五年条例第三十八号（以下「条例」という。））の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公民館の事業)

第二条 条例第二条に規定する公民館は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十二条に規定する事業を行う。

(館長)

第三条 館長は、上司の命を受け、館の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

第四条 削除

~~—(使用の申請等)—~~

~~第四条 条例第五条第一項の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第一号）を教育委員会に提出しその許可を受けなければならない。~~

~~2 教育委員会は、条例第五条第一項の許可を与えたときは、使用許可書（様式第二号）を当該申請者に交付するものとする。~~

(公民館運営審議会の組織)

第五条 条例第十一条第五条の公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に審議会の委員（以下「委員」という。）の互選により、次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 一人

2 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となり会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第六条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席者がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決する。

(その他)

第七条 前二条に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第八条 この規則の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式 省略

宇部市公民館条例施行規則新

旧 対 照 表

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(使用の申請等)</p> <p>第四条 条例第五条第一項の許可を受けようとする者は、使用許可申請書(様式第一号)を教育委員会に提出しその許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、条例第五条第一項の許可を与えたときは、使用許可書(様式第二号)を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>(公民館運営審議会の組織)</p> <p>第五条 条例第十一条の公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に審議会の委員(以下「委員」という。)の互選により、次の役員を置く。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>第四条 削除</p> <p>(公民館運営審議会の組織)</p> <p>第五条 条例第五条の公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に審議会の委員(以下「委員」という。)の互選により、次の役員を置く。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> |

平成30年度 宇部市学校教育推進のための指針

基本理念 **夢・絆・志 ふるさとを愛し、未来を拓く人づくり**

- 基本目標
- 1 「学び合い」を通して、共に生きる力を育みます
 - 2 宇部の精神(こころ)を引き継ぎ、未来に羽ばたく人材を育成します
 - 3 安心・安全なまち宇部として、質の高い教育環境を実現します
 - 4 共存同栄、協同一致の精神(こころ)で、人と人が支え合う地域社会を実現します



学校教育重点目標 **子どもの学びと育ちを保障する教育の推進**

確かな学力
基礎・基本の習得と活用力の育成
思考力、判断力、表現力の育成

豊かな心
思いやりと自律の心の育成
人権教育の充実

健やかな体
体力の向上
健康教育、食育の推進

学校教育重点目標の達成に向けた **2つの柱と15の重点取組事項**

小中一貫教育の推進

小・中学校で「めざす子ども像」を共有し
9年間で子どもたちの「生きる力」を育成

コミュニティ・スクールの推進

保護者や地域人材、大学や企業などの
専門家と連携した取組を推進

英語教育
～「使える英語」の習得～
・オンライン英会話
・ALT、地域英語支援員の活用

コミュニティ・スクールの取組の充実
・学校運営協議会会議の活性化(学校運営)
・地域等との連携・協働(学校支援)
・学校を核とした地域づくり(地域支援)

**コミュニティ・スクールを活用した
放課後教室**
・放課後英会話教室
・放課後プログラミング教室 など

道徳教育
・「考え、議論する道徳」の授業づくり

ICTを活用した教育の推進
・タブレット端末等のICT機器を
効果的に活用した授業づくり

プログラミング教育
・情報活用能力や論理的思考力の育成

環境教育
・エコリダーズスクール
・バイオマスなど再生可能
エネルギー等に関する学習

彫刻教育
・彫刻に親しむ活動や授業
・UBEドエンナーレとの連携

特別支援教育
・一人ひとりのニーズにあった
きめ細かな支援
・心のバリアフリー教育の推進

伝統文化教育
・赤間硯や華など、宇部市の伝統や
文化に関する学習
・ふるさとを愛する心の育成

宇宙教育
・JAXAや大学等と連携した教育の推進

キャリア教育
・社会的、職業的自立に向け、
必要な基礎となる資質・能力の育成

健康教育
・体力の向上に向けた取組
・歯と口腔の健康づくり、がん教育等の
専門機関等と連携した取組の推進

読書活動の推進
・読書活動を通して、人間性豊かな
人づくりと文化の向上を推進

家庭学習の定着
・家庭学習の手引の活用
・やまぐち学習支援プログラムの活用

学校教育を推進するための基盤

- | | | |
|--------------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 地域とともにある学校づくり 人権が尊重された学校づくり | 教師の資質・能力の向上 いじめのない学校づくり | 安全・安心な学校づくり 特色ある学校づくり |
|--------------------------------|----------------------------|--------------------------|

2019年度 宇部市学校教育推進のための指針

基本理念 **夢・絆・志 ふるさとを愛し、未来を拓く人づくり**

- 基本目標
- 1 「学び合い」を通して、共に生きる力を育みます
 - 2 宇部の精神(こころ)を引き継ぎ、未来に羽ばたく人材を育成します
 - 3 安心・安全なまち宇部として、質の高い教育環境を実現します
 - 4 共存同栄、協同一致の精神(こころ)で、人と人が支え合う地域社会を実現します



学校教育重点目標 **子どもの学びと育ちを保障する教育の推進**

学校教育重点目標の達成に向けた

2つの柱と重点取組事項

小中一貫教育の推進

小・中学校で「めざす子ども像」を共有し
9年間で子どもたちの「生きる力」を育成

コミュニティ・スクールの推進

学校運営協議会の活性化や専門家と連携した取
組などによる、地域とともにある学校づくりの推進

英語教育
～「使える英語」の習得～
・オンライン英会話
・ALT、地域英語支援員の活用

生徒指導の充実
・いじめのない学校づくり
・不登校の未然防止、早期対応

人権教育
・人権が尊重された学校づくり

道徳教育
・「考え、議論する道徳」の授業づくり

プログラミング教育
・情報活用能力や論理的思考力の育成

環境教育
・エコリダーズスクール
・バイオマスなど再生可能
エネルギー等に関する学習

彫刻教育
・彫刻に親しむ活動や授業
・UBEドエンナーレとの連携

特別支援教育
・共生社会の実現に向けて、東京パラリンピック
を契機にした心のバリアフリー教育の推進
・個別の教育支援計画の作成・活用

伝統文化教育
・赤間硯や華など、宇部市の伝統や
文化に関する学習
・ふるさとを愛する心の育成

宇宙教育
・JAXAや大学等と連携した教育の推進

キャリア教育
・社会的、職業的自立に向け、
必要な基礎となる資質・能力の育成

健康教育
・体力の向上に向けた取組
・歯と口腔の健康づくり、がん教育等の
専門機関等と連携した取組の推進

読書活動の推進
・読書活動を通して、人間性豊かな
人づくりと文化の向上を推進

学力の向上
・学びの創造推進事業などの授業研究
の充実
・家庭学習の手引の活用
・やまぐち学習支援プログラムの活用

防災教育
・ハザードマップ(地域安全マップ)の作成
・危機予測学習(KYT)資料集の活用
・地域と連携した防災訓練の実施 など

ICTを活用した教育の推進

タブレット端末等のICT機器を効果的に活用した授業を推進し、児童生徒の学びの充実を図ります。

「人財が宝」みんなでつくる宇部SDG推進事業を踏まえた教育の推進

宇部市SDG未栄都市計画

「質の高い教育をみんなに」「人や国の不平等をなくそう」「平和と公正をすべての人に」など、持続可能な開発のための目標の達成に向けて、行政・学校・関係機関等が連携して取り組みます。

I 「生きる力の育成」に向けた指導のあり方

- 1 「学び合い(協同的な学び)」のある授業を中心とし、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業づくりに取り組む。
- 2 授業では、見通しをもたせるために「めあて」を板書し、学習内容の定着のために「ふりかえり」の時間を確保する。
- 3 「考え、議論する道徳」の授業づくりと評価に取り組む。
- 4 「やまぐち学習支援プログラム」を活用し、基礎学力の定着を図る。
- 5 バランスのとれた体力の向上と、食育やメディアコントロール等の望ましい生活習慣の定着に向けた取組を、保護者の協力を得ながら全校体制で実施する。
- 6 読書好きの児童生徒を育成するため、学校や家庭で具体的な目標を設定し、取組を充実させる。
- 7 持ち帰り方式のいじめアンケートを年 2 回実施する。
- 8 字部の精神(こころ)、歴史、伝統文化、彫刻、自然、地域の人と触れ合うなどの体験活動を充実する。

II 教師としての資質能力の向上(魅力ある学校づくり)

- 9 客観的データに基づき、短いサイクルで「学力向上プラン」を見直し、課題解決に向けた具体的な取組を確実に実施する。
- 10 全ての子どもたちが「わかる」「できる」を実感できる授業づくりと、特別支援教育の視点を取り入れた指導の工夫を行う。
- 11 授業公開は一人 1 回以上、授業研究会は学年数以上の回数を実施する。
- 12 中学校区単位で、全教員が参加する研修会を年 3 回以上実施し、小中一貫教育に向けた具体的な取組を行う。
「めざす子ども像」「9 年間の教育課程」の作成
- 13 人権教育の授業研究は、学期に 1 回以上、全学年で実施する。

III コミュニティ・スクールの推進(開かれた学校づくり)

- 14 家庭・地域と課題を共有し、解決に向けた取組を実施する。
- 15 保護者や地域住民が日常的に来校でき、児童生徒が様々な形で地域づくりに貢献する仕組みを充実させる。

I 「生きる力の育成」に向けた指導のあり方

- 1 「学び合い(協同的な学び)」のある授業を**基盤**とし、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業づくりに取り組む。
- 2 授業では、見通しをもたせるために「めあて」を板書し、学習内容の定着のために「ふりかえり」の時間を確保する。
- 3 「考え、議論する道徳」の授業づくりと評価に取り組む。
- 4 「やまぐち学習支援プログラム」を活用し、基礎学力の定着を図る。
- 5 バランスのとれた体力の向上**や健康の増進**、食育やメディアコントロール等の望ましい生活習慣の定着に向けた取組を、保護者の協力を得ながら全校体制で実施する。
- 6 読書好きの児童生徒を育成するため、学校や家庭で具体的な目標を設定し、取組を充実させる。
- 7 持ち帰り方式のいじめアンケートを年 2 回実施する。
- 8 字部の精神(こころ)、歴史、伝統文化、彫刻、自然、地域の人と触れ合うなどの体験活動を充実する。

II 教師としての資質能力の向上(魅力ある学校づくり)

- 9 客観的データに基づき、短いサイクルで「学力向上プラン」を見直し、課題解決に向けた具体的な取組を確実に実施する。
- 10 全ての子どもたちが「わかる」「できる」を実感できる授業づくりと、特別支援教育の視点を取り入れた指導の工夫を行う。
- 11 授業公開は一人 1 回以上、授業研究会は学年数(小学校は 6 回、中学校は 3 回)以上の回数を実施する。
- 12 中学校区単位で、全教員が参加する研修会を年 3 回以上実施し、小中一貫教育に向けた具体的な取組を行う。
「めざす子ども像」「9 年間の教育課程」の作成
- 13 人権教育に関する**校内研修を年 3 回以上**実施する。

III コミュニティ・スクールの推進(開かれた学校づくり)

- 14 家庭・地域と課題を共有し、解決に向けた**具体的な**取組を実施する。
- 15 保護者や地域住民が日常的に来校でき、児童生徒が様々な形で地域づくりに貢献する**取組**を充実させる。

小中一貫教育に関する Q & A

Q1 「小中一貫教育」とは、どのような教育のことをいうのですか。

A1 宇部市がこれまで取り組んできた小中連携を、さらに深化・発展させるものです。義務教育9年間を連続した期間ととらえ小中学校が協働して教育活動を行うものです。

文部科学省が示す学習指導要領に沿った教育課程であるため、小学校6年間、中学校3年間の枠組みは変わりません。

Q2 小中一貫教育は具体的にどのような取組をするのですか。

A2 小中の義務教育9年間を一貫した教育方針で子どもたちを育てます。

すなわち、小・中学校で「めざす子ども像」を共有し、9年間を見通した教育課程を作成します。

小学校でも一部教科担任制の実施や、児童と生徒の交流行事や学習活動を行うなど、より発達段階に応じた、きめ細かな指導を行います。

Q3 小中一貫教育で期待される教育効果（メリット）は何ですか。

A3 すでに導入している全国の自治体及び、各学校へのアンケート結果からは、次のような効果（成果）が報告されています。

- 中学校への進学に不安（「中1ギャップ」）を感じる児童が減少した。
- 不登校やいじめ、問題行動が減少した。
- 特別な配慮を要する児童生徒へのきめ細かな指導が充実した。
- 自己肯定感の向上と思いやりや助け合いの気持ちの高まりが見られた。
- 学習規律・生活規律の定着が進んだ。
- 学習意欲が向上した。
- 兄弟姉妹の学校での取組が統一され、保護者の戸惑いが緩和された。
- 中学校区内において地域連携が進んだ。
- 上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった。
- 下級生の上級生に対する憧れの気持ちが高まった。 など

Q4 小学校と中学校が離れていても小中一貫教育はできるのですか。

A4 教職員の情報交換を通しての子どもへの理解を深めることや出前授業の実施、小学校における教科担任制の一部導入、長期休業中の部活動の見学や参加、カリキュラムの工夫など、学校は離れていても、子どもたちの成長のために様々な取組を工夫しながら行います。

Q5 1つの小学校から2つの中学校に分かれて進学する場合、心配はありませんか。

A5 全中学校区間で情報交換を十分にやり、連携をとりながら実施していきます。

この他にも、実情に合わせながら、中学校に進学した子どもたちが戸惑うことなどが無いよう、配慮をしていきますのでご安心ください。

Q6 市内外の学校に転出入した場合、学習内容に心配はありませんか。

A6 他市町村と同じく、文部科学省が示す学習指導要領に即した内容で学習するので困ることはありません。

学習内容の欠落等、新しい学校での生活に困難が生じないように、転出入先の学校と引き継ぎを行います。

Q7 市が推進しているのに、各中学校区での取組が違うのは何故ですか。

A7 全ての中学校区において「宇部市教育振興基本計画」及び「宇部市学校教育推進のための指針」に基づき教育活動に取り組んでおり、めざすところは同じです。ただし、各中学校区におけるコミュニティ・スクールの取組や学校や地域の特性等を生かした教育活動を展開しているため、取組等が異なることもあります。

【発行】宇部市教育委員会学校教育課
宇部市港町一丁目11番30号
TEL: 0836-34-8611
FAX: 0836-22-6071

宇部市の小中一貫教育

2020年度から 小中一貫教育をスタートします

義務教育9年間を見通し
確かな学力を身につけ心豊かな子どもの
育成をめざします

市内全小中学校で
取り組みます

9年間の
「めざす子ども像」
を共有します

9年間の
学びと育ちを見通し
系統性・連続性のある
指導を行います



宇部市教育委員会

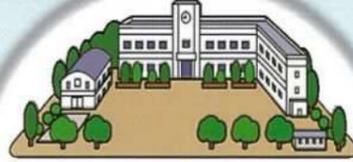
平成31年（2019年）3月

小中一貫教育とは、どのような教育ですか？

小学校と中学校が「めざす子ども像」を共有し、9年間を見通した教育課程を編成して、系統的な教育をめざす教育です。



系統的で連続性のある
9年間の教育



1 連携する小・中学校で、「めざす子ども像」と「学校教育目標」を一元化し、9年間の見通しをもった系統性・連続性のある教育課程を編成・実施します。

系統性・連続性のある学習指導や生徒指導等の充実・改善を図ります。

3

2 学校種の違いから生じる子どもたちの不安や負担を軽減し、児童生徒の学校生活における精神的な安定と人間性豊かな心の育成をめざします。

学校と家庭・地域との協働体制をつくり、子どもの教育環境の充実を図ります。

4

導入の目的

宇部市が小中一貫教育に取り組む背景は？

全国的（文部科学省、民間研究所等の調査による）には、児童生徒の発達の早期化に伴う精神的な揺れ、小学校から中学校への新しい環境に移行する時の教育活動の差異や人間関係の変化などから生じる「中1ギャップ」など、学校現場の課題は多様化・複雑化していると指摘されています。



本市においても、同様の課題を抱えていることから、宇部市の学校教育基本目標の一層の達成や、各学校が抱える教育課題の解決に向けたより効果的な手法として、これまで取り組んできた「小中連携教育」を基盤としながら、さらに一歩進めた「小中一貫教育」に全市的に取り組むこととしました。

宇部市がめざす小中一貫教育とは？

太文字・斜線・下線の部分が具体的な取組です。

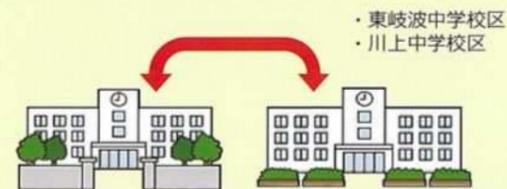
>

| | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 全市による推進 | めざす子ども像・学校教育目標を連携する小・中学校間で一元化し、生きる力（確かな学力・豊かな心・健やかな体）を育むために、全小中学校で推進します。 |
| 2 | 子ども理解の一貫性 | 小・中学校の教職員が相互に連携・協力して児童生徒理解を深め、心身の発達に応じたきめ細かな指導を充実させることで、学校生活への適応力の向上を図ります。 |
| 3 | 学習指導の系統性 | 学習指導要領に基づく義務教育9年間を見通した教育課程を作成し、系統的な学習指導を進め、確かな学力の定着を図ります。 |
| 4 | 生徒指導の系統性 | 学校、家庭、地域が連携・協働し、義務教育9年間を見通した系統的な生徒指導を行うことで、児童生徒の社会性や人間性豊かな心を育みます。 |
| 5 | 組織的な取組 | 小学校高学年における一部教科担任制の導入や中学校教員とのTT※、小中相互の乗り入れ授業、児童生徒の交流行事を計画的・継続的に実施します。 また、小中合同の校務分掌、学校運営協議会、研修体制を組織し、一貫教育の推進を図ります。 <small>※TT（ティーム・ティーチング）とは、複数の教員が役割を分担し、協力しながら指導する授業形態のことです。</small> |
| 6 | 学年段階の区切り | 従来の6-3制を基盤としながら、小学校段階と中学校段階の間に4-3-2の学年段階の区切りを意図的に設け、学習指導面・生徒指導面で、学校種の違い等から生じる児童生徒の不安や負担の緩和を図ります。 |
| 7 | 特色ある学校づくり | 学校や地域の特性等を生かし、地域や保護者と連携しながら、コミュニティ・スクール（地域協育ネット）の取組や仕組みを活用し、地域とともにある学校・特色ある学校づくりを推進します。 |

施設の形態（既存の施設をそのまま利用します）

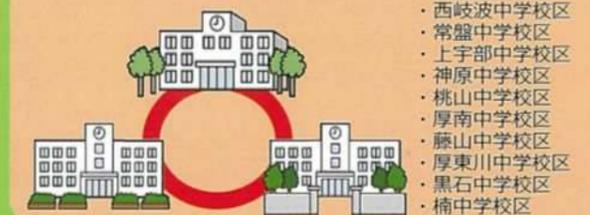
施設隣接型

連携する小学校と中学校が隣接している



施設分離型

連携する小学校と中学校が離れている



9年間の教育区分とは？



6-3制は維持しながら、子どもたちの発達の早期化への対応や中学校段階への移行に際しての段差の緩和を図る観点から、学年段階に区切り（4-3-2）を設定します。

宇部市小中一貫教育ガイドライン



平成31年(2019年)3月
宇部市教育委員会

目 次

| | |
|-----------------------|-----|
| はじめに | … 1 |
| I 小中一貫教育に取り組む背景 | … 2 |
| II 宇部市の小中一貫教育の定義 | … 3 |
| III 宇部市が小中一貫教育を導入した目的 | … 3 |
| IV 宇部市の小中一貫教育の基本方針 | … 4 |
| V 小中一貫教育推進のための具体的な取組 | … 5 |
| VI 小中一貫教育で期待される教育効果 | … 6 |
| VII 小中一貫教育推進体制 | … 8 |

はじめに

近年、人口減少やグローバル化、人工知能（AI）等の技術革新の急速な進展など、社会環境の急激な変化の中、教育をめぐっては、平成29年の学習指導要領の改訂において、「社会に開かれた教育課程」の編成・実施や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をはじめ、道徳の教科化やプログラミング教育などの新しい教育活動が示されるとともに、いじめや不登校の未然防止等、多くの課題への対応が求められています。これらの教育活動の推進や学校課題の克服に向けて、小・中学校の教職員が緊密に連携し、児童生徒の健全な育成に向けて、長期的な視点に立ったきめ細かな指導を行うことの重要性が増しています。

このような社会の状況等を踏まえ、本市では、「夢・絆・志 ふるさとを愛し、未来を拓く人づくり」の基本理念のもと、「子どもの学びと育ちを保障する教育」の充実・発展をめざし、小学校と中学校が家庭や地域と連携しながら義務教育9年間の全体像を共有し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む小中一貫教育を推進することとしました。

今後、宇部市教育委員会では、小中一貫教育の意義や目的を踏まえ、小中一貫教育の利点を最大限に活用することで、各中学校区において「子どもたちの中学校卒業時の姿」を共有し、子どもたちに「生きる力」を身に付けさせるために、地域とともにある学校づくりや地域ぐるみで子どもを育む環境づくりを、より一層推進してまいります。

そこで、教育委員会では、この度、小中一貫教育の円滑な推進のための基本的な考え方を示した「宇部市小中一貫教育ガイドライン」を作成しました。この基本方針を元に、各中学校区及び各学校において、家庭・地域と連携・協働しながら特色ある教育活動を展開し、宇部市で学ぶ全ての子どもたちが、今後ますます予測困難で急速に変化する社会においても、「主体的に未来を切り拓く人材」として健やかな成長をめざして教育活動を推進していきたいと考えています。

また、将来的には、幼保小中高が連携した「宇部の子どもたちの18年間の育ちへの支援」へと、取組を広げていきたいと考えています。

平成31年（2019年）3月
宇部市教育委員会

I 小中一貫教育に取り組む背景

平成19年6月に改正された学校教育法で、これまで小、中学校ごとに示されていた教育の目標を「義務教育の目標」とし、小・中学校が共通の目標に向けて取り組む方向性が明確に示されました。

しかし、教職員の意識については、小・中学校における学力観・指導観の違いや、相互理解・連携の不足等が課題として指摘されている現状があります。

また、子どもの発達については、心身の発達が現行の6・3制による教育制度が始まった約60年前頃と比べて2年程度早熟化していること、心と体の発達のアンバランスも早期化していること、また、認識・思考の発達段階が小学校4年生と5年生で大きく変わる等により、義務教育9年間の教育区分を見直すことについての論議が進められています。加えて、近年の教育内容の量的・質的充実への対応や、中学校進学時に不登校やいじめが増加するいわゆる「中1ギャップ」の問題も指摘されています。さらには、少子化に伴う学校の社会性育成機能の強化の必要性もその背景の一つとなっているとされています。

「中1ギャップ」への対応については、平成26年12月に中央教育審議会「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」で、以下のように述べられています。

各種調査によれば、いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数が中学校1年生になったときに大幅に増えるなど、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすいわゆる「中1ギャップ」が指摘されている。加えて、「授業の理解度」「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、中学生になると肯定的回答をする生徒の割合が下がる傾向にあることや、「学習上の悩み」として、「上手な勉強の仕方がわからない」と回答する児童生徒数が増える傾向が明らかになっている。小学校での指導と中学校での指導に発達段階に応じた独自性があることは当然であり、適度の段差が学校段階間に存在することの教育効果も大きいものと考えられる一方、これらの小・中学校間の教育活動の差異が、発達状況とのずれなどから過度なものとなる場合、いわゆる「中1ギャップ」の背景となり得ることが指摘されている。

このような児童生徒の状況に応じて、小学校から中学校への進学に際して、生徒が体験する段差に配慮し、その間の接続をより円滑なものとするために、小・中学校間での柔軟な教育課程の編成や学習指導の工夫を行う観点から小中一貫教育が取り組まれるようになっていく。

本市においても、いじめの件数や不登校出現率が依然として高いこと、主体的に学習に取り組む姿勢や望ましい生活習慣が十分に身に付いていないことなどの課題が見られます。

そこで、宇部市の学校教育基本目標の一層の達成や、各校が抱える教育課題の解決に向けたより効果的な手法として、市内全小中学校で小中一貫教育に取り組むこととしました。

Ⅱ 宇部市の小中一貫教育の定義

本市における小中一貫教育の定義は、文部科学省が示す定義を適用するものとし、当面は、「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」（平成28年12月26日）を参考にしながら取組を推進してまいります。

「小中一貫教育の定義」

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

【参考】「小中連携教育の定義」

小・中学校段階の教育が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続をめざす様々な教育

「小中一貫教育の導入状況調査」平成29年(2017)年3月 文部科学省

Ⅲ 宇部市が小中一貫教育を導入した目的

- 1 連携する小・中学校で、「めざす子ども像」や「学校教育目標」を一元化し、9年間の見通しをもった連続性のある教育課程を編成・実施することで、子どもたちの「生きる力」を育成する。
- 2 他者や社会集団等の多様な人々と様々な関わりをもつ活動を、義務教育9年間を通して計画的・発展的に行うことで、小学校から中学校への円滑な接続を図り、いわゆる「中1ギャップ」(*1)などの学校種の違いから生じる子どもたちの不安や負担を軽減し、児童生徒の学校生活における精神的な安定と人間性豊かな心を育む。
- 3 子どもへの学びの連続性について、小中の教職員の相互理解を深め、系統的・継続的な学習指導・生徒指導等の充実・改善を図る。
- 4 学校と家庭・地域との協働体制をつくり、子どもの教育環境の充実を図る。

*1 中1ギャップ

子供たちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象。

小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引第1章(4)平成28年12月26日文部科学省

IV 宇部市の小中一貫教育の基本方針

宇部市では、2020年度から、小学校及び中学校の既存の施設等の基本的な枠組みは残したまま、これまで各中学校区において取り組んできた小中連携の取組やコミュニティ・スクール（地域協育ネット）の仕組みを活用しながら、次のような基本方針で小中一貫教育を推進します。

方針1【全市による推進】

めざす子ども像や学校教育目標を小・中学校間で一元化し、生きる力を育むために、小中一貫教育を全小中学校で推進します。

方針2【児童生徒理解の一貫性】

小・中学校の教職員が相互に連携・協力して児童生徒理解を深め、心身の発達に応じたきめ細かな指導を充実させることで、学校生活への適応力の向上を図ります。

方針3【学習内容・学習指導の系統性】

学習指導要領に基づく義務教育9年間を見通した教育課程を作成し、系統的な学習指導を進め、確かな学力の定着を図ります。

方針4【道徳教育・生徒指導の系統性】

学校、家庭、地域が連携・協働し、義務教育9年間を見通した系統的な道徳教育・生徒指導を行い、児童生徒の社会性や人間性豊かな心の育成を推進します。

方針5【組織的な取組】

小学校高学年における一部教科担任制の導入や中学校教員とのTT、小中相互の乗入れ授業、児童生徒の交流行事を計画的・継続的に実施します。

また、小中合同の校務分掌、学校運営協議会、研修体制を組織し、小中一貫教育の推進を図ります。

方針6【学年段階の区切り】

6-3制を基盤としながらも、4-3-2の学年段階の区切りを意図的に設け、学習・生徒指導面で、特に学校種の違い等から生じる児童生徒の不安や負担（中1ギャップ）の緩和を図ります。

方針7【特色ある学校づくり】

学校や地域の特性等を生かし、地域や保護者と連携しながら、コミュニティ・スクール（地域協育ネット）の取組や仕組みを活用し、地域活性化の核となる開かれた学校づくり・特色ある学校づくりを推進します。

V 小中一貫教育推進のための具体的な取組

以下の項目について、学校の特性や実態に応じて、家庭や地域の理解と協力を得ながら取組を推進します。

- 1 **めざす子ども像、学校教育目標の一元化**
学校や地域がめざす子ども像を基に、連携校において決定
- 2 **義務教育9年間を見通した、系統性・連続性を確保した教育課程の編成・実施**
各中学校区における「小中一貫教育カリキュラム」の編成
- 3 **小・中学校の教職員の協働を目的とした組織づくり**
 - ・小中の教職員が一体となった校務分掌の作成
 - ・学校運営協議会及び部会の工夫した体制づくり
- 4 **系統的・段階的な学習規律・生徒指導事項と指導方法の確立と共通理解**
- 5 **小中合同の研修体制づくり**
 - ・小中一貫教育を推進するための研修体制づくり
 - ・学習指導や生徒指導に関する研修体制づくり
- 6 **小中相互の乗り入れ授業の計画的な実施**
- 7 **小学校高学年での一部教科担任制の導入と中学校教員とのTTの実施**
- 8 **児童生徒の交流行事の計画的な実施**（学年単位の交流も含む）
- 9 **小中合同での行事の実施、教員の移動等がスムーズに行うことができるような時程表の工夫**
- 10 **4－3－2の学年段階の区切りを設定し、それを活用した教育課程の編成と実施**
 - ・児童生徒の発達の早期化への対応
 - ・学校種の違い等から生じる児童生徒の不安や負担の緩和

VI 小中一貫教育で期待される教育効果

1 学力や体力の向上

小・中学校9年間で一貫性・連続性のある指導を行うことにより、児童生徒の学習意欲が高まり、学力や体力の向上につながる。

○段階的に工夫された教育課程・育てたい力の明確化

→授業の理解度の向上

○専門性やきめ細かな指導など、小中学校教員の良さを生かした指導

→学習意欲の向上・家庭学習習慣の定着・学力の向上・体力の向上

○児童生徒の実態に寄り添った指導

→学習面や生活面等に悩みを抱える児童生徒の減少

2 豊かな心の育成

自己を深く見つめ、多様な他者や社会集団と様々な関わりをもつ活動を義務教育9年間を通して計画的、発展的に行うことにより、児童生徒の精神的な安定と人間性豊かな心を育むことにつながる。

○学年段階の区切りの工夫を生かした取組

→学校種の違い等による不安や負担の軽減（いわゆる中1ギャップの軽減）
不登校や生徒指導上の問題の減少

○発達の段階に応じた望ましい生活習慣の定着

→学習規律・生活規律の定着

○各種学校行事や体験活動、コミュニティ・スクールの取組

→自己肯定感の向上、他者への尊敬、思いやりや感謝の気持ちの育成

○多様な異学年による交流

→主体性・自立性の向上、リーダーシップやコミュニケーション能力の育成

○多様な教員による児童生徒との交流

→安心感（いわゆる中1ギャップの軽減）

3 教員の授業力や生徒指導力の向上

小・中学校の教員が相互の関わりを深め、互いの良さを生かすことで、自らの授業改善や指導方法の工夫・自己啓発が図られ、より質の高い教育を行うことができる。

また、業務に対する満足度が高まり、業務改善やワーク・ライフ・バランスの実現などにつながる。

○指導方法への改善意欲の向上

→教科指導力・生徒指導力の向上

○小学校における基礎学力保障の必要性と、中学校における小学校からの連続性の意識の高まり

→中学校卒業後の進路選択の多様化

○小・中学校で実践する取組の共通理解

→児童生徒への支援に当たる意識の高まり

4 学校と家庭・地域との連携の強化

学校や家庭・地域が抱える課題の解決に向けて、義務教育9年間を通じて学校・家庭・地域が協働し、中学校区が一体となって子どもの育ちを支援することができる。

○家庭・地域との協働関係の強化

→多様な社会性の育成

○地域の特性を生かした様々な体験

→ふるさとを愛する心や自己有用感の育成

○コミュニティ・スクール（地域協育ネット）の取組による学校運営・学校支援・地域貢献）の充実

→学校運営の充実、地域の活性化

VII 小中一貫教育推進体制

1 宇部市小中一貫教育推進協議会

宇部市小中一貫教育推進協議会（以下、協議会という）を設置し、本市における小中一貫教育を実施するための調査・研究、及び準備を行う。

(1) 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- ①小中一貫教育の実施に関すること
- ②学校運営の在り方に関すること
- ③教育課程（カリキュラム）に関すること
- ④指導体制に関すること
- ⑤児童生徒の交流に関すること
- ⑥保護者、地域との連携に関すること
- ⑦前各号に定めるもののほか、協議会が必要な事項

(2) 協議会は、次に掲げる委員により組織する。

- ①宇部市小中学校校長会の代表者（各1名）
- ②宇部市小中学校教頭会の代表者（各1名）
- ③宇部市小中学校教諭の代表者（各1名）
- ④学校運営協議会の代表者
(宇部市コミュニティ・スクール推進協議会から)（1名）
- ⑤保護者の代表者（宇部市PTA連合会から）（1名）
- ⑥学識経験者（1名）
- ⑦宇部市教育委員会教育長

2 取組の改善（検証・分析）

(1) 各連携校において定期的を開催する職員会議や校内研修会、学校運営協議会、部会、委員会等において取組を見直し、小中一貫教育のさらなる充実を図ることとします。

(2) 当面の間、山口大学教職大学院の協力のもと、各学校における取組の推進状況について検証・分析を行います。

検証・分析の結果を踏まえて、協議会・校長会等において具体的な改善策等について検討します。

上記の結果等を踏まえて、関係学校は、連携校合同研修会（仮称）等を開き、必要に応じて改善を図っていくものとします。

3 小中一貫教育開始に向けた取組の経緯等

| | |
|--------------------|--|
| 平成24年度 (2013年度) | <p>上宇部中・神原中校区での小中連携教育モデル校事業を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校教員の小学校への乗り入れ授業を実施 ○小中、小小連携協議会を開催 |
| 平成26年度 (2014年度) | <p>全中学校区での小中連携教育を開始【小中連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中連携計画を作成 ○年2回以上の小中合同研修会を実施 ○小中合同の拡大学校運営協議会を実施（地域協育ネットの構築） |
| 平成27年度 (2015年度) | <p>小中連携教育の日常化に向けた取組の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中兼務発令を実施 ○中学校教員の小学校への定期的な乗り入れ授業を実施 |
| 平成28年度 (2016年度) | <p>小中一貫教育への具体的な取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省小中一貫推進事業（1年次） ○宇部市小中一貫推進協議会の設置 |
| 平成29年度 (2017年度) | <p>小中一貫教育への具体的な取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省小中一貫推進事業（2年次） ○宇部市小中一貫推進協議会を開催（3回） ○モデル校区の設置（2中学校区） <p>【施設分離型】</p> <p> 桃山中学校区（2小1中）…新川小・小羽山小・桃山中</p> <p>【施設併設型】</p> <p> 川上中学校区（1小1中）…川上小・川上中</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モデル校連絡会の開催（各モデル校区にて随時開催） <p> ※川上中学校区において、小中の学校運営協議会組織を一体化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宇部市小中一貫教育推進協議会視察 ・第12回小中一貫教育全国サミット in 京都 ・大分市立賀来小中学校 公開研究発表会 ・防府市立富海小中学校 公開授業研究発表会 |

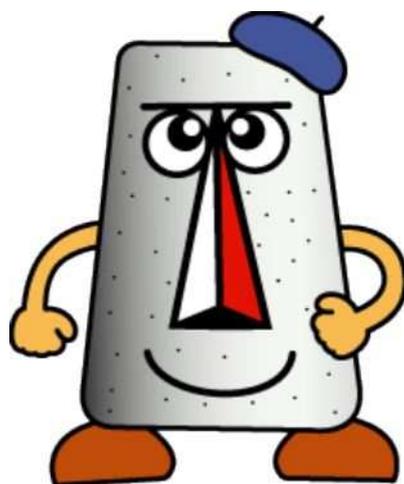
| | |
|----------------------------|--|
| <p>平成30年度 (2018年度)</p> | <p>小中一貫教育への具体的な取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文部科学省小中一貫推進事業（最終年次） ○宇部市小中一貫推進協議会を開催（3回） ○モデル校区追加（2中学校区）・推進校区の設置 <p>※モデル校区（4校区）以外の小・中学校を推進校とし、小中一貫教育開始に向けての準備を行うこととした。</p> <p>【施設隣接型】</p> <p>東岐波中学校区（1小1中）…東岐波小・東岐波中</p> <p>【施設分離型】</p> <p>楠中学校区（3小1中）…万倉小・船木小・吉部小・楠中</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モデル校区・推進校区連絡会の開催（各校区にて随時開催） ○「宇部市小中一貫教育推進研修会」の開催（8月2日渡辺翁記念会館） 市内の全教職員を対象とした研修会の開催 ○「宇部市小中一貫教育ガイドライン」の作成 ○「宇部市の小中一貫教育リーフレット」の作成・配布 ○宇部市小中一貫教育推進協議会視察 <ul style="list-style-type: none"> ・第13回小中一貫教育全国サミット in おおつち（岩手県大槌町） ・やまぐち小中一貫教育実践発表会 in 和木・岩国 ・萩市立小中一貫教育校福栄小中学校研究発表会 ・周南市小中一貫教育研究発表大会 |
| <p>2019年度</p> | <p>小中一貫教育への具体的な取組の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宇部市小中一貫推進協議会の開催（3回予定） ○視察・研究会等への派遣 ○「中学校区小中一貫教育推進委員会（仮称）」を各中学校区に設置し、学校運営協議会やPTA等との協議等を通して、小中一貫教育の充実・発展を図る。 ○各中学校区の「小中一貫教育グランドデザイン」の作成 |
| <p>2020年度</p> | <p>市内全小・中学校（12中学校区）で小中一貫教育をスタート</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口大学教職大学院と連携した点検・評価の実施（毎年実施） ○宇部市小中一貫推進協議会の開催（3回） |

| | |
|--------|---|
| 2021年度 | ○山口大学教職大学院と連携した点検・評価の実施（毎年実施） ○宇部市小中一貫推進協議会の開催（3回予定） ※今年度で終了 ○中学校区小中一貫教育推進委員会 |
| 2022年度 | 各中学校区小中一貫教育推進委員会において、各学校区の取組について点検・評価を実施し、その情報を各中学校区で共有しながら見直し・改善を図り、より効果的な取組へ発展・進化させる。 ○各中学校区小中一貫教育推進委員会の開催 |

※ 2022年度以降は、「中学校区小中一貫教育推進委員会（仮称）」において各中学校区の取組に関する点検・評価を実施し小中一貫教育を推進する。

また、校長研修会等で全中学校区の取組状況等を共有し、各校の見直し・改善につなげる。

宇部市立中学校部活動運営方針



目 次

| | | |
|---|---------------------------|-----|
| 1 | 部活動の意義 | … 1 |
| 2 | 宇部市のめざす部活動 | … 2 |
| 3 | 本方針策定の趣旨 | … 2 |
| 4 | 適切な運営のための体制整備 | … 3 |
| | （1）部活動の方針の策定等 | |
| | （2）指導・運営に係る体制の構築 | |
| 5 | 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 | … 4 |
| 6 | 適切な休養日等の設定 | … 5 |
| | （1）休養日の設定 | |
| | （2）活動時間 | |
| 7 | 部活動における安全管理と事故防止について | … 6 |
| | （1）健康状態の把握 | |
| | （2）施設・設備用具の安全点検と指導 | |
| | （3）天候や気象を考慮した指導 | |
| | （4）事故発生時の対応 | |

1 部活動の意義

- 部活動は、共通の興味・関心をもった生徒たちの自主的・自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に行われるもので、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われるものです。
- 部活動は、その活動に取り組むことを通して、知識や技能の習得をはじめ、主体性や協調性、責任感等の個人の可能性を伸ばすことができます。
また、目標に向かって計画的に仲間と協力して取り組む活動や、目標を達成した時の喜びや充実感・達成感などの感動を味わう体験などを通して、友情を深めるといった好ましい人間関係や社会性の形成にも資するものです。
- 部活動は、生涯にわたり、スポーツや文化及び科学活動等に親しむ態度を育み、生徒の健やかな体や豊かな心を育て、学校と家庭や地域とのつながりを深め、特色ある学校づくりに寄与する活動です。

〈参 考〉

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6) 第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし，特別活動，運動部の活動などとの関連を図り，日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの，その教育的効果から，教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

2 宇部市のめざす部活動

本市では、「夢と志をもち、他者との絆を深め、ふるさとを愛し、未来を主体的に拓くことのできる人材」の育成をめざしています。

そのことを踏まえ、各中学校においては、教育課程との関連を十分に図りながら、生徒や学校・地域等の実態に応じて、工夫しながら部活動の取組を推進します。

また、部活動における様々な取組を通して、生徒一人ひとりが、自分のキャリア形成に必要な資質や能力を伸ばします。

3 本方針策定の趣旨

本市においては、これまで、全ての中学校において、「部活動」を学校教育の一環としてとらえ、教育課程との関連を図りながら取り組み、大きな成果を上げてきました。

その一方で、少子化の進展による生徒数の減少に伴い、教員数が減少し、部活動を従前の運営体制では維持することが困難となってきています。

また、運動部・文化部を問わず、連日、または長時間にわたる活動など、適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動が問題となってきており、現状と課題を整理し、取組を改善する必要があります。国においては、生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活等の確保、及び教員の働き方改革の観点から、平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校の設置者においても、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することが求められました。

このことを受けて、本市においても、国や県が策定したガイドライン等を参考にし、本市の中学校における部活動のあるべき姿を明確にし、生徒にとってより一層有意義な活動とするための指針として「宇部市立中学校部活動運営方針」（以下、「方針」という。）を定めることとしました。

今後、市内の全ての中学校においては、この方針に基づき、部活動を運営することとします。

本方針が、教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体等で広く共有され、生徒主体の教育活動として、各中学校における部活動が適切に運営されることをめざします。

なお、本方針は、運動部活動と文化部活動の区別をすることなく適用することとします。

4 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 顧問の教員及び部活動指導員、外部指導者は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ③ 部活動顧問は、毎年度、部活動運営（活動時間や場所、参加予定の大会、年間の経費等）については、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会を開催するなど、適切な機会を設けて説明することが望ましい。
- ④ 校長は、上記 ①「活動方針」、②「年間活動計画」を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の数等の学校の状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置すること。
- ② 部活動は、部活動顧問及び部活動指導員、外部指導者の積極的な取組に支えられるところが大きいですが、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。
- ③ 生徒の安全管理の観点から部活動顧問は複数名配置することが望ましい。
校長は、部活動指導員や外部指導者等を積極的に活用し、顧問教員と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。
- ④ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施を考慮して、教員の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、教員のワーク・ライフ・バランスに資するよう、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ること。

- ⑤ 部活動顧問は、部の運営や部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。
- ⑥ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないよう、必要に応じて指導・是正を行うこと。

5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動を指導する際には、学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義を十分に理解した上で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進することが重要です。

- (1) 校長及び部活動顧問は、部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害、外傷の予防や熱中症予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

※熱中症事故防止について

暑さ指数（WBGT）を参考に活動を行う。

「高温注意情報」が発令された地域や時間帯での活動は、原則中止とする。

【参考】山口県ホームページ（健康増進課）

熱中症予防 暑さ指数予防値のお知らせ 熱中症予防情報メール

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/nanbyou/2012wbgt.html>

- (2) 部活動顧問は、指導にあたっては過去の実績や経験によるものだけでなく、生徒とのコミュニケーションを十分に図りながら、生徒がバーンアウトすることなく技能や記録の向上等のそれぞれの目標が達成できるよう、科学的かつ合理的な指導を積極的に導入し、適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られるよう、指導内容や指導方法等を工夫する。
- (3) 生徒の発達の段階や技術レベル等に合わせた指導により、生涯を通じてその種目等に親しむ基礎を培うことができるよう、心身ともに安全・安心な活動となるよう留意する。

※ 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(4) 朝の活動は、生徒のバランスのとれた心身の成長と学校生活等の確保、及び教員の働き方改革の観点から、原則、実施しない。

ただし、以下の①～④について配慮し、顧問からの申し出を受けて校長が許可した場合に実施することができる。

- ① 実施にあたっては、中学校体育連盟（以下、「中体連」という）・中学校文化連盟（以下、「中文連」という）等が主催や共催する等の大会やコンクール前の一定期間に行うなど、計画性や活動により得られる効果等を十分考慮して行う。
- ② 活動時は、必ず顧問等の指導者が活動場所において指導にあたる。
- ③ 生徒がバランスのとれた生活が送れるなど、過度の負担とならないよう、活動開始時間や活動内容等に十分配慮して行う。
- ④ 保護者に、活動の目的や効果等について理解を得ていること。

6 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒のスポーツ障害やバーンアウト等を予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日を確保することが必要です。

そこで、休養日の設定や1日の活動時間については次のとおりとします。

(1) 休養日の設定

① 学期中（常時の活動）

ア 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は、少なくとも1日以上を休養日とする。）週末に大会やコンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

イ 中体連又は中文連等が主催する大会やコンクール等の前に、数週にわたって休日（土・日・祝日）に連続した活動が必要となる場合には、保護者の理解を得た上で、顧問からの申し出を受けて校長が許可した場合に実施することができる。

その際、校長は、生徒の健康やバランスのとれた学校生活への配慮、顧問教員にとって過度な負担とならないよう十分に配慮すること。

なお、大会終了後に、実施した日数分の休養日を設けること。

② 長期休業中

基本的には「① 学期中」に準じて休養日を設定する。また、長期休業の趣旨を考慮し、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動（家族・地域で過ごす時間等）が確保できるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

なお、学校閉庁日及び年末年始（12月29日から1月3日）は休養期間とする。

校長は、長期休業中の活動計画が、生徒にとって無理のない適切な活動計画であることを確認し、活動を許可する。

(2) 活動時間

① 部活動は、必ず指導者の監督指導の下で実施し、学校で定められている下校時刻までの活動とし、1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。

② 活動中は、適切な休養を取りながら、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう、指導内容や指導方法等を工夫する。

7 部活動における安全管理と事故防止について

事故を未然に防ぐための安全対策や、事故発生時における適切な対応について適切な措置が講じられるよう、日頃から、指導者と生徒の安全管理と事故防止に対する意識を高めておくとともに、自他の安全を守るための知識や行動を身に付けておくことが重要です。

(1) 健康状態の把握

① 健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるなど適切な対応をとる。

② 日頃から自分の健康管理について関心を持たせ、活動中は適度な休養と水分等の補給に留意させる。

③ 健康診断等で異常が見られたり、既往症のある生徒については、医師の指示に従うとともに、養護教諭や学級担任、保護者等との連絡を密にし、健康状態について常に把握しておく。

(2) 施設・設備用具の安全点検と指導

① 活動場所や使用器具等の整備・点検に努め、生徒にも使用前の安全確認の

習慣化を図る。

- ② 施設・用具を正しく使用するとともに、その施設・器具・用具に内在する危険性（例えば、可動式サッカーゴール、バスケットボールゴールの転倒など）に留意し、事故が起きないように注意して使用するよう指導する。

(3) 天候や気象を考慮した指導

- ① 活動時の熱暑環境や気象条件に留意する。特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症事故の防止に十分留意する。

※暑さ指数（WBGT）に応じた全校体制での判断

- ② 暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておく。

(4) 事故発生時の対応

- ① 緊急時保護者連絡先やかかりつけの病院等を事前に把握しておく。
（特に校外での活動時）
- ② 事故発生時の対応については、危機管理マニュアルや救急対応に関する教職員共通理解事項等に従い、迅速・的確に対応する。
- ③ 生徒にも部活動を通して応急手当や心肺蘇生法やAEDの使用等に関する指導を行うとともに、事故発生時の行動の仕方についても指導しておく。